

交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会  
技術安全ワーキンググループの公開について（案）

本ワーキンググループの公開については、交通政策審議会陸上交通分科会における取扱いを尊重して行うこととし、具体的には以下により対応することとする。

1. 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が、公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件については非公開とすることができる。
2. 議事録については、本ワーキンググループ開催後速やかに公開する。ただし、委員長が、公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると認めた場合その他正当な理由があると認めた場合には、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

<参考>

交通政策審議会陸上交通分科会の公開について

交通政策審議会陸上交通分科会の公開については、交通政策審議会陸上交通分科会運営規則に基づき、以下によるものとする。

○交通政策審議会陸上交通分科会運営規則（抄）

（議事の公開）

第8条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

- 2 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。